

市営バス66年の歴史に幕。長年にわたるご利用ありがとうございました。

市営バスは、昭和17年9月に木原町と西町の間で運行を開始して以来、多くの人に親しまれてきましたが、道路網の発達によるマイカーの普及などにより、年々乗客数が減少し、経営を維持していくことが困難となっていました。

このため、平成19年4月から路線の民間移譲を進めてきました。平成20年4月1日に残る3路線を移譲し、66年の歴史に幕を閉じます。

平成19年4月1日に引き継いだ路線と運行バス会社

幸崎線、小泉線、田野浦線 → 芸陽バス(株)

八幡線 → (株)中国バス

福地線 → 鞆鉄道(株)

深線 → 芸陽バス(株)、(株)中国バス、鞆鉄道(株)

平成20年4月1日に引き継がれる路線と運行バス会社

頼兼線、本郷線、市バス車庫線 → 芸陽バス(株)

4月1日以降の運賃について

市営バス運行時と同じです。

市営バスの乗車券について

定期券は、市営バス廃止後も通用期限まで、路線移譲先の民間バスで利用できますが、回数券と記念乗車券については、4月1日以降は利用できませんので、3月31日までに使用してください。

なお、回数券と記念乗車券の払い戻しは、市営バス廃止後も6月30日まで、うきしろロビー(JR三原駅構内)で受け付けます。

【手続きに必要なもの】

未使用の回数券または記念乗車券、印鑑

優待乗車証について

敬老優待乗車証、障害者優待乗車証は、引き続き市内を運行する路線バス(高速バスなどを除く)で利用できます。敬老優待を利用する人は、今までどおり優待乗車証を提示し、現金100円を支払ってください。

今後の路線バス(地域公共交通)について

市営バス路線移譲後の現行バス路線の運行については、民間バス会社と設置している「バス路線運行調整会議」を活用し、バス路線の運行確保、充実に努めます。

また、バス路線を含む市内全域の交通体系については、今後地域の実情に即した利便性の高い地域公共交通のあり方について検討していきます。

問い合わせ先

- **市営バスについて**
交通局営業管理課 (☎0848②3188 FAX0848②9356)
- **バスの民間移譲および市営バス清算業務について**
地域振興課 (☎0848⑦6198 FAX0848⑦6199)
- **敬老優待乗車証について**
高齢者福祉課 (☎0848⑦6055 FAX0848④2130)
- **障害者優待乗車証について**
社会福祉課 (☎0848⑦6060 FAX0848④2130)
- **市営バス廃止後のバスダイヤについて**
芸陽バス(株)三原営業所 (☎0848②6241)、(株)中国バス尾道営業所 (☎0848④2211)、鞆鉄道(株)福山営業所 (☎084⑨5②3100)



▲昭和30年代の市営バス

4月1日以降の路線バス

運賃	市営バス運行時と同運賃
定期券	引き続き利用できます
回数券、記念乗車券	利用できません(6月30日までうきしろロビーで払い戻し)
敬老優待乗車証 障害者優待乗車証	引き続き利用できます
芸陽バス(株)	幸崎線、小泉線、田野浦線、頼兼線、本郷線、市バス車庫線、深線を運行
(株)中国バス	八幡線、深線を運行
鞆鉄道(株)	福地線、深線を運行